

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	商工労働政策課
委託業務名	大津市地域産業振興に向けた条例案、ビジョン案等の作成支援業務
委託業務場所	大津市内
概要	<p>本市産業の特徴や大津市中小企業振興計画に基づくこれまでの取組等を踏まえ、本市における「地域産業振興」「中小企業振興」「商工業振興」の施策体系を抜本的に見直し、市民、事業者、商工団体等の関係機関、行政機関等が一体となった振興策を推進するとともに、中小企業振興策のさらなる重点化を図るための条例案、ビジョン案等の作成を行うに当たり、必要な支援業務を委託する。</p> <p>また、本業務は、令和 2 年度に実施した「大津市地域産業振興に関する条例化等の検討及び骨子作成支援業務」による成果を基に作成する骨子を、条例案、ビジョン案等として成文化するためのものである。</p>
契約期間	令和 3 年 4 月 3 0 日から令和 4 年 3 月 2 5 日まで
契約年月日	令和 3 年 4 月 3 0 日
契約金額	2, 5 0 0, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕京都市下京区四条通高倉西入ル立売西町 8 2 京都恒和ビル 3 階 〔名称〕株式会社 地域計画建築研究所
契約相手方の選定理由	公募型プロポーザル方式により参加者の公募を行い、企画提案書についてのプレゼンテーション審査の結果、最上位の評価を得た業者を選定した。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。